

議案第 6 号

逗子市職員定数条例の一部改正について

逗子市職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員定数条例の一部を改正する条例

逗子市職員定数条例（昭和26年逗子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表消防職員の項中「88人」を「103人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

複雑多様化する各種災害及び高齢化社会の進展等による救急出動の増加に対応し、消防力の充実強化を着実に図るに当たり、消防職員の定数を増員する要あるため提案する。